税の申告時期です

問税務課（氷上庁舎内）☎82－2070

申告書は正しくお早めに！

市民税・県民税および所得税確定申告の相談所を、2月13日（月）から3月15日（水）まで開設します。事前指導も行います。

平成28年1月1日から12月31日までの1年間の所得について計算のうえ、申告してください。

期限内に必ず申告を！

提出された申告書は、所得証明、年金、福祉医療、保育所の入所や公営住宅入居などの手続きの際に必要な資料です。申告がないと諸証明が発行できませんので、期限内に申告してください。

＊住宅借入金等特別控除＊

住宅借入金等特別控除をはじめて受けられる方は、確定申告が必要です。詳しくは、柏原税務署☎72－1130までお問い合わせください。

＊お願い＊

申告は自分で計算して申告する「自書申告」です。農業の収支内訳書や医療費に関する計算は、事前に整理し、領収書、帳簿、控除に必要な証明書、印鑑を忘れずにご持参ください。

■申告相談の日程

市税務課・各支所・税務署では納税相談は行いません。
次の①～⑥の相談は、柏原住民センターのみで受け付けます。
①営業・不動産所得の申告②土地・株式等譲渡所得の申告③雑損控除④住宅借入金等特別控除⑤青色申告⑥消費税の申告
※昨年、農業の申告を行い、償却資産の計算書類を受け取った方は、その書類を必ず申告会場へお持ちください。

会　場	日　程	受付時間
篠山市民センター（篠山市黒岡191-1）	2月13日（月）～23日（木）	午前9時～午後4時
柏原住民センター（センター会場）	2月24日（金）～3月15日（水）	午前9時～午後4時
青垣住民センター	2月14日（火）～17日（金）	午前9時～午後 4時
氷上住民センター	2月20日（月）～24日（金）	
ライフピアいちじま	2月27日（月）～3月2日（木）	
春日住民センター	3月6日（月）～9日（木）	
山南住民センター	3月10日（金）～15日（水）	

※柏原住民センターおよび篠山市民センターは、税務署・税理士・県税事務所・市税務課による合同会場となります。青垣・氷上・市島・春日・山南の各会場では、市税務課が相談業務を行います（土・日・祝を除く）。
※柏原住民センターは、受付終了30分前までにお越しください。
※混雑状況によって受付時間を短縮する場合があります。

市民税・県民税の申告

申告が必要な方

①平成29年1月1日時点、丹波市に住所があり、平成28年中に事業所得、不動産所得、雑所得（公的年金などを含む）などがあった方
※農業所得など事業所得のある方は、収支内訳書を添付してください。
※市民税・県民税の申告は、確定申告と兼ねることはできません。
②国民健康保険加入世帯の方および後期高齢者医療保険加入世帯の方は、必ず申告書を提出してください。提出がないと保険料の軽減判定ができません。
③課税（非課税）証明書、所得証明書などの発行が必要な方

申告は3月15日までにしてください

昨年、市民税・県民税申告書を提出された方には、1月下旬に申告用紙を送付します。申告書は、税務課、各支所に設置しています。『平成29年度市民税・県民税申告のてびき』を参考に必要事項を記入し、市税務課、各支所または相談会場へ提出してください。

申告が不要な方

①所得税の確定申告をされた方
②給与所得者で、すでに会社で年末調整をしてその給与以外に所得がなく、他に所得控除がない方
③公的年金受給者で、他に所得がなく所得控除等など受ける必要のない方

確定申告

申告が必要な方

［給与所得者］
①給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
②給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える方
③平成28年中の給与収入金額が2千万円を超える方
④年末調整での配偶者控除、扶養控除などに誤りのある方

［給与所得者以外］
平成28年中の各所得金額の合計額が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの人的控除やそのほかの所得控除の合計額より多い方

確定申告をすると所得税が還付される方

①給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
②所得が公的年金のみで、源泉徴収された所得税が納め過ぎの方
③平成28年の中途で退職した後、就職せず年末調整を受けなかった方
④そのほか予定納税額や源泉徴収税額が過納の方

その他

市民税・県民税、確定申告共通

①平成28年分以降の申告書の提出時には、必要書類と併せて、個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください。
②社会保険料は年金・給与からの天引分を除き、自動的には所得控除に反映されません。社会保険料控除を受けたい方は、申告してください。配偶者控除や障害者控除、寡婦控除なども同様です。
③年金所得者の方で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金などに係る所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です。上記の要件に該当する場合でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

「県民緑税」の実施期間延長

県では、「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）の実施期間を平成32年度まで延長しています。県民緑税は、県民の財産である「緑」の保全・再生に取り組み、活動を支えるために平成18年度から導入しています。
■税率／個人800円、法人2,000円～8万円（年額）
■活用事業／災害に強い森づくり、県民まちなみ緑化事業